

嘉悦大学教務規程

第1章 授業科目及び卒業要件

(目的)

第1条 本規程は、嘉悦大学（以下「本学」という。）学則に基づき、授業科目の履修、試験及び成績等に係わる教務上の必要事項について定めるものとする。

(授業科目の種類)

第2条 経営経済学部の授業科目の種類は、必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目の4種とする。

(開設授業科目)

第3条 経営経済学部の開設授業科目及び単位数等は、学則別表1のとおりとする。

第4条 (削除)

(卒業研究等の単位)

第5条 学則第39条第2項の卒業研究、卒業制作についての単位数は、大学の定めるところにより行う発表の内容が学修の成果としてふさわしいものについて1単位とする。

(卒業の延期)

第6条 学則第48条の2に定める卒業要件を満たし、かつ、学則第19条2項又は3項に定める所定の在学年限の範囲内にある者から卒業の延期の申請があったときは、正当な理由があると認められる場合に限り、学長は、教授会の議を経て、卒業の認定を延期し、当該学生を引き続き在学させることができる。

2 前項の規定による卒業の延期の期間は、連続する2学期までとする。

3 卒業延期を認められた者は、本学が履修を認める授業科目を1学期につき2単位以上履修しなければならない。

第2章 履修登録

(履修の登録)

第7条 授業科目の履修に当たっては、学期毎に指定された期間内に所定の登録手続きを行わなければならない。

2 履修登録ができる授業科目は、当該年次以下の年次を対象に開講されているものに限る。

3 同一時限に開講されている2以上の授業科目の履修及び単位修得済科目の再度にわたる履修は、これを認めない。

4 学科、学年、クラスが指定された科目については、大学の指示に従って履修しなければならない。

5 履修登録が完了した授業科目の取消し、変更又は追加は、定められた期間以外において行うことができない。

第3章 試験

(試験)

第8条 試験は、定期試験及び特別試験とする。

2 定期試験は、各学期末に所定の試験時間割によって行う試験とし、特別試験は、追試験及び再

試験とする。

(試験の方法等)

第9条 定期試験の方法は、筆答試験、レポート試験、口答試験及び実技試験とする。2 試験の方法については、授業科目の担当者が定める。

(試験の掲示)

第10条 定期試験及び特別試験の試験日時、場所、試験方法等は、学ナビに掲示する。

2 前条第1項のレポート試験は、レポート提出の締切日をもって試験日とする。

(受験資格)

第11条 試験を受けることのできる科目は、当該学期に履修登録した授業科目に限る。

2 試験は、原則として当該学期の学費等を納付している者に限り受けることができる。

(レポート試験)

第12条 レポート試験によるレポートは、次により提出するものとする。

(1) レポートは、学ナビの機能を利用して提出する。

(2) レポートは、提出締切日までに提出する。締切日以後の提出は、受け付けない。

2 レポートの作成にあたって、他人の書いた文章等の盗作、盗用等の剽窃行為は、行ってはならない。

(追試験)

第13条 追試験とは、筆答試験及びレポート試験による定期試験を、次の理由により受けられない者に対する試験をいう。

(1) 病気・怪我【診断書が必要】

(2) 学校感染症【診断書が必要】

(3) 忌引(3親等以内の親族が死亡した場合のみ)【会葬礼状等の証明が必要】

(4) 公共交通機関の遅延【遅延証明書が必要】

(5) 就職活動(キャリア・就職支援センターへ事前申請のあるもの)

(6) 編入学その他の入学試験の受験【受験を証明する書類が必要】

(7) 学友会クラブ活動(公式試合・公式研究会の参加等)【クラブ顧問及び学友会担当教員の許可印が必要】

(8) その他大学が認めたもの

(追試験の方法等)

第14条 追試験の方法は、第9条第1項の定期試験の方法に準じる。

2 追試験の日時、場所及び試験方法については、定期試験終了後、学ナビに掲示する。

3 追試験の受験を希望する者は、学事日程に定められた所定期日までに所定の用紙に欠席事由を証明する書類を添付し、学生支援センターに提出しなければならない。

4 追試験の受験者は、所定の追試験料を所定期日までに納入しなければならない。

(再試験)

第15条 再試験は、定期試験を筆答試験又はレポート試験により行った授業科目において不合格の評価を受けた卒業年次生に限り実施する。なお、当該科目が評価不能となった場合は、再試験を実施しない。

- 2 再試験を受験できる科目数は5科目を上限とし、受験志望者は、指定期間内に所定の再試験料を納付しなければならない。

(再試験の方法等)

第16条 再試験の方法は、筆答試験又はレポート試験とする。再試験の日時、場所及び試験方法については、定期試験終了後、学ナビに掲示する。

(受験)

第17条 定期試験及び特別試験における筆答試験の受験者は、試験監督者の指示に従い、次の各号を遵守して受験しなければならない。

- (1) 受験者は、原則として試験開始5分前には試験場に入室する。
- (2) 遅刻者は、開始後30分を限度として入室を許可する。ただし、試験時間の延長は認めない。
- (3) 受験者は、必ず学生証を携行し、受験時には、学生証を試験監督者が確認し易い位置に置くものとする。学生証を携帯しなかった者は、学生支援センターで発行当日に限り有効な「仮学生証」の交付を受ける。
- (4) 答案には、学籍番号・氏名・その他必要事項を記入しなければならない。記入のない答案は、無効とする。
- (5) 試験場からの退出は、試験開始30分後まで認めない。
- (6) 答案は、必ず提出しなければならない。
- (7) (不正行為)

第18条 定期試験及び特別試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 予め用意した模範解答(カンニングペーパー)及び他人の答案などを見ること
- (2) 本人以外の者が、代わって受験すること
- (3) 通信機器を使用すること。また携帯電話・PHSなどを鳴らすこと
- (4) 机の上及び机の中に、持込許可のないものを置くこと
- (5) 私語を交わすこと及び試験中に物の貸し借りをすること
- (6) 試験答案回収時等試験時間外に解答すること
- (7) 監督者の指示及び注意に従わない行為をすること
- (8) レポート試験において、剽窃行為を行うこと

- 2 試験期間中の不正行為により停学となった場合は、当該学期において定期試験が実施された授業科目に係る当該学生の成績評価をすべて不合格とする。

(不正行為の懲戒)

第19条 前条第1項の不正行為を行った者については、学則第53条により訓告又は停学に処することとし、教務委員長が教授会に発議するものとする。

- 2 前項により処分を受けた学生が再度不正行為を行った場合は、当該学生を無期停学又は退学に処することとし、教務委員長が教授会に発議する。

- 3 不正行為により停学に処せられた者は、当該学期の追試験及び再試験の受験を認めない。

第4章 成績

(成績評価基準)

第20条 各授業科目の成績評価基準は、次のとおりとする。

- 「S」 90点以上
- 「A」 90点未満80点以上
- 「B」 80点未満70点以上
- 「C」 70点未満60点以上
- 「D」 60点未満及び認定科目の不合格
- 「T」 認定科目の合格
- 「-」 評価不能

2 成績証明書においては、前項のS、A、B、C、及びTで成績を表示する。

(GPA制度)

第20条の2 授業科目のうち、認定科目及び自由科目を除く科目の成績評価平均値（GPA）を算出し、学生の教育指導に資するものとする。

2 GPAの算出方法は、次のとおりとする。

$$\frac{(4.0 \times S \text{修得単位数}) + (3.0 \times A \text{修得単位数}) + (2.0 \times B \text{修得単位数}) + (1.0 \times C \text{修得単位数})}{\text{認定科目と自由科目を除く総履修登録単位数}}$$

- 3 学期毎の学期GPAが1.0未満の者については学生委員会が、次学期の履修登録までに書面をもって本人及び保証人に対し、アドバイザーによる修学指導面談を受けるよう通告する。
- 4 前3項の修学指導を受けた後、2学期連続して学期GPAが1.0未満の者は、やむを得ない事由がある場合を除き、学部長が退学を勧告することがある。

(成績発表)

第21条 授業科目の成績は、学事日程に定められた日より学ナビでの発表をもって通知するものとする。

第5章 専門演習等

(演習等)

第22条 経営経済学部の研究科の履修について必要な事項は、別に定める。

第6章 学外等における修得単位等

(履修手続き)

第23条 本学に在学中で、他の大学等において授業科目を履修する者は、次の書類を提出し教授会の承認を得なければならない。ただし、他の大学等で本学との単位互換協定がある場合にはこの限りではない。

- (1) 当該教育機関の発行した授業科目（単位数）の履修許可証
 - (2) 履修する授業科目の講義要綱
 - (3) その他、教授会において必要と認める書類
- 2 前項の授業科目の単位認定を受ける場合は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。
- (1) 単位認定申請書
 - (2) 成績証明書
 - (3) その他、教授会において必要と認める書類

第24条 編入学又は転入学した者で既修得単位の認定を受けようとするものは、所定の期日まで学生支援センターに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書
- (2) 成績証明書
- (3) 単位修得した大学等の規程（学則・履修細則等）
- (4) 単位修得した授業科目の内容を示す書類（講義要綱等）

2 外国の大学又は短期大学における既修得単位の認定を求める者には、前項に掲げる書類の他、教授会が必要と認める書類の提出を求めることができる。

（特別聴講学生）

第25条 学則第56条により特別聴講学生として履修を希望する者は、協定校相互で定めた所要の書類を在学する大学等を通じて本学に提出しなければならない。

第7章 転学部

（転学部）

第26条（削除）

（転学部の承認）

第27条（削除）

（転学部者の認定単位）

第28条（削除）

第8章 編入学者の単位認定及び卒業要件等

（編入学者の認定単位数等）

第29条 経営経済学部編入学した者の認定単位数及び卒業要件等について必要な事項は、別に定める。

第9章 雑則

（雑則）

第30条 この規程の実施に関し必要な事項は、この規程に規定するもののほか、別に定める。

（規程の改廃）

第31条 この規程の改廃は、教育研究協議会の議を経て、学長が行うものとする。

附則

本規程は、平成22年4月1日より施行する。ただし、本規程施行の際、在学する学生については、経過措置として平成26年度まで、別表のとおり読み替えるものとする。

附則

本規程は、平成23年4月1日より施行する。ただし、本規程施行の際、在学する学生については、経過措置として平成26年度まで、別表のとおり読み替えるものとする。

附則

本規程は、平成24年4月1日より施行する。ただし、本規程施行の際、経営経済学部 に在学する学生については、経過措置として平成26年度まで、別表のとおり読み替えるものとする。

附則

本規程は、平成25年4月1日より施行する。ただし、本規程施行の際、経営経済学部 に在学する学生については、経過措置として平成26年度まで、別表のとおり読み替えるものとする。

附則

1. 本規程は、平成26年4月1日より施行する。ただし、本規程施行の前日において在学する学生については、なお従前の例による。
2. 当分の間、第4条第2項中「24単位」とあるのは、外国人留学生に限り、「日本語科目として別に定める科目24単位及びその他科目24単位」と読み替えるものとする。
3. 前項の規定は、平成26年4月1日以後において本学 に在学する外国人留学生について適用する。

附則

1. 本規程は、平成27年4月1日より施行する。
2. 当分の間、第4条第2項中「24単位」とあるのは、外国人留学生に限り、「日本語科目として別に定める科目24単位及びその他科目24単位」と読み替えるものとする。
3. 前項の規定は、平成26年4月1日以後において本学 に在学する外国人留学生について適用する。

附則

1. 本規程は、平成31年4月1日より施行する。
2. 平成30年度以前に入学した学生の教務規程の適用について、第2条、第3条、第4条、第5条、第22条、第26条、第27条、第28条、第29条は当該学生が入学時に適用されていた教務規程の例による。

附則

1. 本規程は、令和元年9月1日より施行する。
2. 平成30年度以前に入学した学生の教務規程の適用について、第2条、第3条、第4条、第5条、第22条、第26条、第27条、第28条、第29条は当該学生が入学時に適用されていた教務規程の例による。

附則

本規程は、令和3年4月1日より施行する。